



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（港湾課） 1
- 公安委員会事項**
- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件 1
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・2件 5
- 収用委員会事項**
- 公示送達 8

告 示

沖縄県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局石垣港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年7月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年7月17日から令和8年1月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準点測量）

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第129号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月22日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
 - (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和7年10月22日（水曜日）から同月29日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和7年10月29日については、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室

	【考査】10月29日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで
--	-----------------	-----------------

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和7年10月27日（月曜日）から同月29日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和7年10月29日については、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】10月29日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。）

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

- (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (8) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (9) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (e) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (f) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
 - (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (8) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (9) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (10) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
 - (11) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和7年9月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第130号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月22日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定す	令和7年10月22日（水曜日）から同月28日（火曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和7年10月28日に	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター

る警備業務	(土曜日及び日曜日を除く。)	あつては、午前10時45分まで	視聴覚教室(令和7年10月27日及び同月28日にあつては、第2教室)
	【考査】10月28日(火曜日)	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和7年10月27日(月曜日)及び同月28日(火曜日)	午前9時から午後5時まで(令和7年10月28日にあつては、午前10時45分まで)	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室
	【考査】10月28日(火曜日)	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。)
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和7年9月8日(月曜日)から同月12日(金曜日)までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号098-862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月22日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	令和7年11月8日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ニ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ロ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和7年9月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書
 - イ 添付書類
 - (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
 - (7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
 - (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
 - (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
 - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第132号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月22日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	令和7年12月6日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

- (1) 1級の検定に係る科目
 - ア 学科試験科目
 - (7) 警備業務に関する基本的な事項
 - (4) 法令に関すること。
 - (7) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (2) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - (4) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験科目
 - (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

- (f) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (g) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (f) 法令に関すること。
- (g) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (g) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (f) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和7年9月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (f) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (g) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

- (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全全部生活安全企画課 電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第44号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番及び381番

土地所有者 詫磨弥生子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市西成区天下茶屋三丁目5番地

土地所有者 吉田邦子 居所不明ただし戸籍簿上の住所、那覇市首里石嶺町2丁目70番地29 J K石嶺ハイッ404

土地所有者 桑田真幸 居所不明ただし最後の住所、グアテマラ共和国イサバル県ロス・アマテス市キリグア村バリオ・トルテック ルタ・アル・アトランティコKM204

土地所有者 近藤アイ 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、愛媛県西条市中野甲481番地第2

土地所有者 池田恒子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区吉田下大路町3番地

土地所有者 三宅康子 居所不明ただし戸籍簿上の住所、兵庫県神戸市須磨区北落合五丁目3番19号

土地所有者 池原悦子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市大正区北村三丁目8番地

土地所有者 菊田妙子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都品川区東五反田三丁目191番地

土地所有者 勝間一裕 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府堺市堺区中田出井町三丁目85番地

土地所有者 不明ただし、亡和氣圭子相続財産清算人 住所不明

土地所有者 宮城良子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地

土地所有者 宮城文子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地

土地所有者 関本謙 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区黒谷町4番地

土地所有者 不明ただし、亡小池康範相続財産清算人 住所不明

土地所有者 不明ただし、亡古波津亮相続財産清算人 住所不明

土地所有者 倉本順子 居所不明ただし戸籍簿上の住所、大分県別府市大字北石垣1812番地の3

土地所有者 不明ただし、亡湯村悦朋相続財産清算人 住所不明

土地所有者 不明ただし、亡GUYIMIN顧毅敏相続財産清算人 住所不明

土地所有者 山本有希 居所不明ただし最後の住所、アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市レイク通り3728

土地所有者 知念弘 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、南城市玉城字富里47番地

土地所有者 不明ただし、亡漢那安範相続財産清算人 住所不明

土地所有者 上原隆 居所不明ただし戸籍簿上の住所、那覇市松川3丁目18番35号フラッツ松川203

土地所有者 クンスト暁子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市伊佐三丁目23番

土地所有者 不明ただし、亡新里ひとみ相続財産清算人 住所不明

土地所有者 徳田一枝 居所不明ただし戸籍簿上の住所、北中城村字喜舎場416番地

土地所有者 仲間敏子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間武 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間光子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間久 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間昇 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間榮 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 仲間眞光 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地

土地所有者 米盛かおる 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、那覇市泊2丁目11番地11

土地所有者 池田恵 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都清瀬市元町一丁目18番

土地所有者 川上智里 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市宇野嵩1486番地

土地所有者 田中敦 居所不明ただし最後の住所、兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷109番地の132

土地所有者 根岸百合子 居所不明ただし最後の住所、埼玉県戸田市喜沢二丁目25番地の1 なごやかレジデンス戸田公園211号室

土地所有者 島袋正 居所不明ただし最後の住所、アルゼンチン共和国ブエノスアイレス自治市レメディオス・デ・エスカラダ地区ベルトラン通り310

土地所有者 堤早苗 住所及び居所不明ただし最後の住所、アメリカ合衆国カリフォルニア州オークラン

ト市モラガ街5808

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件（嘉手納飛行場）に係る令和7年3月13日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和7年8月12日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和7年7月22日

沖縄県収用委員会

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1